平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九三四

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第四条第一項関係）

一　昭和五年四月一日以前に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・七六五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・四六九
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・二八二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一〇・九八五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・一五六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・一七〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四二二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七三九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・七七四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・二二二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇五三
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・〇九二
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・五四九
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・六〇四
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二一八
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・八三四
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・六八六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・五九八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四三九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三六九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三二二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二七二
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一七三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一四四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇七五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇二五
平成四年四月から平成五年三月まで	○・九九六
平成五年四月から平成六年三月まで	○・九七六
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九六八
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九六七
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九七〇

二　昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・九〇四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六〇四
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・四一四
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・〇九五